

第3次山梨県食の安全・安心推進計画に係る主な取り組み（令和8年度）

資料2-2

基本的事項		施策	取組事項	令和8年度の主な取り組み	関係課室
1	生産から消費の各段階における食の安全性の確保	(1)生産段階における安全性の確保 (第16条、24条)	①安全・安心な農林畜水産物を生産するための監視・指導の充実	○ 農薬や動物・水産用医薬品の適正使用に関する技術指導及び啓発 ○ 放射性物質等の検査(野生獣肉、きのこ・山菜類等)	農業技術課、畜産課 自然共生推進課、林業振興課 等
			②GAPや農場HACCP等の生産工程管理の普及・促進	○ 認知度向上のための研修会の開催、やまなしGAPから国際水準GAPへの移行支援 ○ 農場HACCP認証農場への衛生管理指導	農業技術課、畜産課
			③持続可能な農業生産に向けた取組の推進	○ 有機農業、減化学合成農薬・減化学肥料の推進のための実証ほの設置 ○ 4バーミル・イニシアチブ、アニマルウェルフェアの普及・啓発	農業技術課、畜産課
			④各種認証制度等の運用	○ 「おいしい未来へやまなし」や「甲斐のこだわり環境農産物」等認証制度の運用と消費者への周知	果樹園芸振興課、販売・輸出支援課
		(2)製造・加工・販売段階における安全性の確保 (第17条)	①製造・加工・販売における監視・指導の強化	○ 食品衛生監視指導計画に基づく監視指導、講習会等を通じた普及啓発 ○ 給食施設に対する巡回指導、栄養教諭等に対する研修の実施	衛生業務課、健康増進課、保健体育課 等
			②HACCPに沿った衛生管理体制の促進	○ 食品衛生監視指導計画に基づく講習会の開催	衛生業務課 等
		(3)消費段階における安全性の確保 (第19条)	①食の安全・安心に係る各種相談	○ 「食品安全110番」や「食の安全・安心ポータルサイト」の周知 ○ 「食品安全110番」や関係機関等における相談受付や情報提供	衛生業務課 県民生活支援課
		(4)健康被害の未然防止 (第26条～29条)	①県民からの危害情報等に基づく立入検査や措置勧告の実施	○ 必要に応じて対応	県民生活支援課 衛生業務課 等
			②農林水産物の出荷制限の実施	○ 必要に応じて対応	県民生活支援課
			③自主回収についての指導・相談対応	○ 必要に応じて対応	衛生業務課
		(5)適切な施策実施のための調査研究の推進 (第15条)	①食品衛生確保のための調査研究	○ 食品衛生監視指導計画に基づいて実施	衛生業務課
			②安全・安心な農林畜水産物生産を目指した調査研究	○ 試験研究機関で開発・実証された成果等の現地実証ほの設置	農業技術課 等
2	消費者の信頼に応えるための正確な情報提供の推進	(1)適正な食品表示の確保 (第20条)	①関係法令に基づく食品表示の監視指導の実施	○ 食品表示の真正性確認のための買い上げ調査 ○ 関係機関と連携した食品表示合同調査	県民生活支援課 衛生業務課
			②食品表示ウォッチャーによるモニタリング調査の実施	○ 食品表示ウォッチャーからの疑義情報に基づく改善指導の徹底	県民生活支援課
			③原産地に関する情報提供の充実	○ 食品表示調査における加工食品の原料原産地表示の監視	県民生活支援課
		(2)食の安全に関する情報の収集と提供の推進 (第19条、28条)	①生産者や事業者の履歴情報の記録・保存の促進	○ 農薬や動物用医薬品の使用等に関する記録・保存の指導 ○ パンフレットの配布による啓発	農業技術課、畜産課
			②トレーサビリティ制度の推進	○ 米トレーサビリティ制度の普及啓発 ○ 県産牛肉情報掲載ホームページの運用	県民生活支援課 畜産課
			③食の安全に関する情報提供の推進	○ 「食品安全110番」や「食の安全・安心ポータルサイト」の周知 ○ 「食の安全・安心ポータルサイト」や情報誌等を通じた情報提供	県民生活支援課
3	生産者、事業者と消費者の相互理解と信頼関係の確立	(1)生産者・事業者と消費者とのコミュニケーションの促進 (第22条)	①生産者・事業者と消費者とのコミュニケーションの促進	○ 食の安全・安心を語る会の開催 ○ 県政出張講座の実施	県民生活支援課
		(2)消費者理解の推進 (第22条)	①食に関する学習機会の提供	○ ふるさと特産品フェアやフェスタまきばの開催、スイーツコンテストの開催 ○ 高校生のあぐり体験事業の実施 ○ 県政出張講座や有機農業に関するセミナーの開催	農政総務課、観光振興グループ、農業技術課等
			②正確な情報発信による事業者と消費者の相互理解の促進	○ 食の安全・安心ポータルサイトや各種媒体による情報提供 ○ 食の安全・食育優良活動の表彰や食の安全・安心推進月間の啓発	県民生活支援課、衛生業務課
4	食の安全・安心確保のための体制の整備	(1)食の安全を担う人材の育成 (第11条)	①食の安全に係る専門的な知識を有する人材の育成	○ 栄養士、調理師、食生活改善推進員、保育所職員等への研修会の実施 ○ 農業管理指導士、農薬適正使用アドバイザー認定講習会の開催	健康増進課 農業技術課 等
			②地域の活動主体となる人材の育成	○ 食育推進ボランティア養成講座の開催	県民生活支援課
		(2)国や関係者と連携した取組の推進 (第9条、12条、13条、30条～32条)	①国、市町村、団体等との連携等	○ 関係機関と連携した食品表示合同調査の実施 ○ 研修会等への講師派遣、研修会等を通じた情報交換・意見交換の実施	県民生活支援課 健康増進課
			②危機管理体制の整備等	○ 山梨県食の安全・食育推進本部の体制整備	県民生活支援課
			③食の安全・安心に対して県民意見を反映できる体制整備	○ 食の安全・安心審議会の開催 ○ 県民からの施策提案の受付	県民生活支援課